

事 務 連 絡

平成 2 5 年 8 月 2 8 日

各正会員 事務局長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森 谷 賢

**許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について
(情報提供)**

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課より情報提供がございました。

つきましては、本通知の内容をご確認いただき、協会会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

ご参考まで今回の環境省通知に関する簡単な留意事項を下記にまとめましたので、ご一読ください。

なお、今回の環境省通知による措置は、平成 2 3 年 4 月 1 日の優良認定制度の施行に伴う経過措置（一定要件のもとに随時申請を認める措置）とは別に行われるものです。

〈ご参考〉 今回の環境省通知の留意事項について

1. 平成 2 3 年 4 月 1 日以降、早期に更新を迎え、優良認定を受けることができなかつた者の救済措置として設定されたこと。
2. 救済措置の対象は、平成 2 3 年 4 月 1 日以降に一度だけ通常の許可更新を受けた者に限られること。
3. 救済措置に係る優良認定の申請は更新許可の前倒し申請であり、従前の許可の残存有効期間は自主放棄の形になること。

本件担当：総務部 古川
以上